

新旧対照

変更後	変更前																														
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>(第4管理期間) 平成29年12月28日公表 <u>平成30年6月22日一部改正</u></p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1～4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" data-bbox="151 611 1302 993"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th>沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年<u>3月31</u>日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 沿岸漁業の管理の適正化・円滑化の観点から、沿岸漁業の第4管理期間は平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9か月間とすることとし、第5管理期間からは沿岸漁業の管理期間の切り替わり時期を3月から4月に移行する。</u></p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 平成30(2018)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源量は平成<u>8</u>(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2011)年以降は<u>ゆっくりと回復していることが確認された。</u> 加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>過去最低水準とされたが、平成27(2015)年は低加入水準とされ、さらに平成28(2016)年は不確実性が高いものの歴史的平均値を上回る水準と推定された。</u>また、我が国が実施している加入量モニタリングの速報(平成29(2017)年10月及び12月)によると、平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量と日本海生まれの加入量は、共に、<u>これまでの調査期間(それぞれ、平成23(2011)年以降、平成25(2013)年以降)の中では高水準である可能性が高い。</u>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項 1 (略) (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚の<u>漁獲可能量へ振り替えた数量(250トン)及び大臣管理漁業の第3管理期間の超過数量</u></p>	管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>3月31</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p>(第4管理期間) 平成29年12月28日公表</p> <p>第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針 1～4 (略)</p> <p>※管理期間について</p> <table border="1" data-bbox="1528 611 2680 993"> <thead> <tr> <th>管理期間</th> <th>沿岸漁業 (知事管理漁業)</th> <th>沖合漁業 (大臣管理漁業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1管理期間</td> <td>平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで</td> <td>平成27(2015)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2管理期間</td> <td>平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで</td> <td>平成28(2016)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第3管理期間</td> <td>平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで</td> <td>平成29(2017)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4管理期間</td> <td>平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年<u>6月30</u>日まで</td> <td>平成30(2018)年1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p> <p>第2 くろまぐろの動向に関する事項 平成28(2016)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2010)年以降は<u>増加傾向にあるものの、平成26(2014)年の親魚資源量は依然として歴史的最低水準付近にある。</u> 加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は<u>極めて低水準であり、直近5年間の平均も、過去平均以下とされている。</u>ただし、平成29(2017)年10月の加入量モニタリング速報によると、①平成28(2016)年の加入量は、<u>過去36年間の平均をやや上回る水準であり、②平成29(2017)年の南西諸島海域生まれの加入量は、モニタリングを開始した2011年以降では比較的高い水準である可能性が高い。</u>なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関は見られず、大きく変動しているとされている。</p> <p>第3 くろまぐろの漁獲可能量に関する事項 1 (略) (1) 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚に<u>振替(250トン)をした漁獲量(3,757トン)とする。</u>なお、小型魚の漁獲可能量のうち</p>	管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)	第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで	第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで	第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで	第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>6月30</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																													
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで																													
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで																													
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで																													
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>3月31</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで																													
管理期間	沿岸漁業 (知事管理漁業)	沖合漁業 (大臣管理漁業)																													
第1管理期間	平成27(2015)年1月1日から平成28(2016)年6月30日まで	平成27(2015)年1月1日から12月31日まで																													
第2管理期間	平成28(2016)年7月1日から平成29(2017)年6月30日まで	平成28(2016)年1月1日から12月31日まで																													
第3管理期間	平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日まで	平成29(2017)年1月1日から12月31日まで																													
第4管理期間	平成30(2018)年7月1日から平成31(2019)年 <u>6月30</u> 日まで	平成30(2018)年1月1日から12月31日まで																													

新旧対照

変更後	変更前																								
<p><u>(23.3トン)を減じ、沿岸漁業については第2管理期間及び第3管理期間の超過分の減じ管理期間を9か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量(3,138.7トン)とする。なお、このうち配分を留保する数量を239.2トンとする。</u></p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚の漁獲可能量から振り替えた数量(250トン)を加え、沿岸漁業については管理期間を9か月間とすることに伴う按分等を行い、算定した数量(4,687.6トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。</p> <table border="1" data-bbox="261 657 1329 842"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第4管理期間</td> <td>7,826.3トン</td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>3,138.7トン</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>4,687.6トン</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)「配分を留保する数量」の取扱いについては、漁業関係者及び水産政策審議会の意見を聴いた上で、速やかに考え方を示すこととする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第3管理期間の超過量の差引き 第3管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第3管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は原則として当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。</p> <p>(2) 小型魚から大型魚への振替 小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について協議が調った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。</p> <p><u>(3) 第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せ</u> <u>第3管理期間で、都府県(第3管理期間の漁獲枠が0.1トンの都府県または平成30年4月時点で漁獲枠の残量が1トン未満の都府県は除く)の沿岸漁業において獲り控えを行い漁獲可能量より採捕数量が少ない場合は、第3管理期間終了後1か月以内に漁獲可能量と採捕数量の差分(以下「上乗せ対象量」という。)を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内において調整し、決定するものとする。</u></p> <p>(4) 水産政策審議会への報告 (1) から (3) までの規定により漁獲可能量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第4管理期間	7,826.3トン	小型魚	第4管理期間	3,138.7トン	大型魚	第4管理期間	4,687.6トン	<p><u>250トン</u>を留保とする。</p> <p>(2) 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚から振替(250トン)をした漁獲量(5,132トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。</p> <table border="1" data-bbox="1635 657 2703 842"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くろまぐろ</td> <td>第4管理期間</td> <td>8,889トン</td> </tr> <tr> <td>小型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>3,757トン</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>第4管理期間</td> <td>5,132トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第3管理期間の超過量の差引き 第3管理期間で漁獲可能量を超過した場合は、第3管理期間終了後1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該超過量を差し引いた量とする。この場合、小型魚/大型魚別に差し引くものとする。</p> <p>(2) 小型魚から大型魚への振替 小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振替について調整が整った場合は、その内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、第4管理期間の漁獲可能量は当該振替を反映した量とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 水産政策審議会への報告 (1) <u>又は(2)</u>により漁獲可能量が変更された数量となった場合、水産政策審議会に報告するものとする。</p>	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン	小型魚	第4管理期間	3,757トン	大型魚	第4管理期間	5,132トン
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第4管理期間	7,826.3トン																							
小型魚	第4管理期間	3,138.7トン																							
大型魚	第4管理期間	4,687.6トン																							
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																							
くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン																							
小型魚	第4管理期間	3,757トン																							
大型魚	第4管理期間	5,132トン																							

新旧対照

変更後	変更前																														
<p>第4 ぐろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>指定漁業等の種類(注)</th> <th>数量(トン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>3,063.2</td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。</p> <p>2 漁獲可能量の改定による上表の改定 第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の漁業種類別割当量の表を改定するものとする。</p> <p>3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の改定 第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も改定するものとする。</p> <p>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定 (略)</p> <p>5 配分量の移譲による上表の改定 (略)</p> <p>第5 ぐろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項</p>	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)	小型魚	大中型まき網漁業	1,500	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8	大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167	<p>第4 ぐろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>指定漁業等の種類(注)</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>1,500 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業</td> <td>62 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>44 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型魚</td> <td>大中型まき網漁業</td> <td>3,063.2 <u>トン</u></td> </tr> <tr> <td>近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業</td> <td>167 <u>トン</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁獲可能量の改定による上表の改定 第3の1のただし書により漁獲可能量が改定された場合には必要に応じて上表を改定するものとする。</p> <p>3 超過量の差し引きと小型魚から大型魚への振替による上表の変更 第3の2の(1)の超過量の差し引き及び第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更に応じて上表も変更されるものとする。</p> <p>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の変更 (略)</p> <p>5 配分量の移譲による上表の変更 (略)</p> <p>第5 ぐろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項</p>	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量	小型魚	大中型まき網漁業	1,500 <u>トン</u>	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62 <u>トン</u>	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44 <u>トン</u>	大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2 <u>トン</u>	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167 <u>トン</u>
第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量(トン)																													
小型魚	大中型まき網漁業	1,500																													
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9																													
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8																													
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2																													
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167																													
第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量																													
小型魚	大中型まき網漁業	1,500 <u>トン</u>																													
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62 <u>トン</u>																													
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44 <u>トン</u>																													
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2 <u>トン</u>																													
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167 <u>トン</u>																													

新旧対照

変更後		変更前																																																																																																																																					
<p>1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量（以下「大臣管理漁業の配分量」という。）<u>は、次表に定める</u>とおりとする。</p> <p><u>(1) 小型魚</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県名</th> <th>数量（トン）</th> <th>漁船漁業等の広域管理数量（トン）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>北海道</u></td><td><u>8.3</u></td><td><u>山形県</u></td><td><u>0.2</u></td></tr> <tr><td><u>青森県</u></td><td><u>190.1</u></td><td><u>大阪府</u></td><td><u>0.1</u></td></tr> <tr><td><u>岩手県</u></td><td><u>21.1</u></td><td><u>佐賀県</u></td><td><u>0.8</u></td></tr> <tr><td><u>宮城県</u></td><td><u>21.6</u></td><td><u>大分県</u></td><td><u>0.5</u></td></tr> <tr><td><u>秋田県</u></td><td><u>15.1</u></td><td><u>沖縄県</u></td><td><u>0.1</u></td></tr> <tr><td><u>山形県</u></td><td><u>7.3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>福島県</u></td><td><u>7.9</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>茨城県</u></td><td><u>16.6</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>千葉県</u></td><td><u>38.0</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>東京都</u></td><td><u>7.3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>神奈川県</u></td><td><u>24.8</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>新潟県</u></td><td><u>26.3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>富山県</u></td><td><u>74.5</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>石川県</u></td><td><u>45.6</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>福井県</u></td><td><u>13.3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>静岡県</u></td><td><u>19.9</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>愛知県</u></td><td><u>0.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>三重県</u></td><td><u>17.5</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>京都府</u></td><td><u>14.9</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>大阪府</u></td><td><u>0.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>兵庫県</u></td><td><u>1.8</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>和歌山県</u></td><td><u>22.3</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>鳥取県</u></td><td><u>1.6</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>島根県</u></td><td><u>57.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>岡山県</u></td><td><u>0.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>広島県</u></td><td><u>0.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>山口県</u></td><td><u>80.8</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>徳島県</u></td><td><u>7.8</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>香川県</u></td><td><u>0.1</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>愛媛県</u></td><td><u>7.2</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>高知県</u></td><td><u>35.6</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>福岡県</u></td><td><u>4.0</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		都道府県名	数量（トン）	漁船漁業等の広域管理数量（トン）		<u>北海道</u>	<u>8.3</u>	<u>山形県</u>	<u>0.2</u>	<u>青森県</u>	<u>190.1</u>	<u>大阪府</u>	<u>0.1</u>	<u>岩手県</u>	<u>21.1</u>	<u>佐賀県</u>	<u>0.8</u>	<u>宮城県</u>	<u>21.6</u>	<u>大分県</u>	<u>0.5</u>	<u>秋田県</u>	<u>15.1</u>	<u>沖縄県</u>	<u>0.1</u>	<u>山形県</u>	<u>7.3</u>			<u>福島県</u>	<u>7.9</u>			<u>茨城県</u>	<u>16.6</u>			<u>千葉県</u>	<u>38.0</u>			<u>東京都</u>	<u>7.3</u>			<u>神奈川県</u>	<u>24.8</u>			<u>新潟県</u>	<u>26.3</u>			<u>富山県</u>	<u>74.5</u>			<u>石川県</u>	<u>45.6</u>			<u>福井県</u>	<u>13.3</u>			<u>静岡県</u>	<u>19.9</u>			<u>愛知県</u>	<u>0.1</u>			<u>三重県</u>	<u>17.5</u>			<u>京都府</u>	<u>14.9</u>			<u>大阪府</u>	<u>0.1</u>			<u>兵庫県</u>	<u>1.8</u>			<u>和歌山県</u>	<u>22.3</u>			<u>鳥取県</u>	<u>1.6</u>			<u>島根県</u>	<u>57.1</u>			<u>岡山県</u>	<u>0.1</u>			<u>広島県</u>	<u>0.1</u>			<u>山口県</u>	<u>80.8</u>			<u>徳島県</u>	<u>7.8</u>			<u>香川県</u>	<u>0.1</u>			<u>愛媛県</u>	<u>7.2</u>			<u>高知県</u>	<u>35.6</u>			<u>福岡県</u>	<u>4.0</u>			<p>1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量（以下「都道府県の配分量」という。）<u>については、以下のとおり</u>取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>	
都道府県名	数量（トン）	漁船漁業等の広域管理数量（トン）																																																																																																																																					
<u>北海道</u>	<u>8.3</u>	<u>山形県</u>	<u>0.2</u>																																																																																																																																				
<u>青森県</u>	<u>190.1</u>	<u>大阪府</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																				
<u>岩手県</u>	<u>21.1</u>	<u>佐賀県</u>	<u>0.8</u>																																																																																																																																				
<u>宮城県</u>	<u>21.6</u>	<u>大分県</u>	<u>0.5</u>																																																																																																																																				
<u>秋田県</u>	<u>15.1</u>	<u>沖縄県</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																				
<u>山形県</u>	<u>7.3</u>																																																																																																																																						
<u>福島県</u>	<u>7.9</u>																																																																																																																																						
<u>茨城県</u>	<u>16.6</u>																																																																																																																																						
<u>千葉県</u>	<u>38.0</u>																																																																																																																																						
<u>東京都</u>	<u>7.3</u>																																																																																																																																						
<u>神奈川県</u>	<u>24.8</u>																																																																																																																																						
<u>新潟県</u>	<u>26.3</u>																																																																																																																																						
<u>富山県</u>	<u>74.5</u>																																																																																																																																						
<u>石川県</u>	<u>45.6</u>																																																																																																																																						
<u>福井県</u>	<u>13.3</u>																																																																																																																																						
<u>静岡県</u>	<u>19.9</u>																																																																																																																																						
<u>愛知県</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																						
<u>三重県</u>	<u>17.5</u>																																																																																																																																						
<u>京都府</u>	<u>14.9</u>																																																																																																																																						
<u>大阪府</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																						
<u>兵庫県</u>	<u>1.8</u>																																																																																																																																						
<u>和歌山県</u>	<u>22.3</u>																																																																																																																																						
<u>鳥取県</u>	<u>1.6</u>																																																																																																																																						
<u>島根県</u>	<u>57.1</u>																																																																																																																																						
<u>岡山県</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																						
<u>広島県</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																						
<u>山口県</u>	<u>80.8</u>																																																																																																																																						
<u>徳島県</u>	<u>7.8</u>																																																																																																																																						
<u>香川県</u>	<u>0.1</u>																																																																																																																																						
<u>愛媛県</u>	<u>7.2</u>																																																																																																																																						
<u>高知県</u>	<u>35.6</u>																																																																																																																																						
<u>福岡県</u>	<u>4.0</u>																																																																																																																																						

新旧対照

変更後			変更前	
佐賀県	0.8			
長崎県	513.7			
熊本県	0.7			
大分県	0.5			
宮崎県	10.2			
鹿児島県	2.0			
沖縄県	0.1			
計	1,316.8		1.8	
(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。				
(2) 大型魚			(新設)	
都道府県名	数量 (トン)	漁船漁業等の広域管理 数量 (トン)		
北海道	157.0	山形県	0.1	
青森県	361.2	大阪府	1.0	
岩手県	8.8	岡山県	1.0	
宮城県	4.8	佐賀県	1.0	
秋田県	19.2	大分県	1.0	
山形県	3.2			
福島県	1.0			
茨城県	1.0			
千葉県	9.4			
東京都	7.6			
神奈川県	1.0			
新潟県	8.2			
富山県	1.9			
石川県	6.1			
福井県	2.9			
静岡県	3.6			
愛知県	1.0			
三重県	2.0			
京都府	3.8			
大阪府	1.0			
兵庫県	1.0			
和歌山県	3.9			
鳥取県	1.0			
島根県	7.0			
岡山県	1.0			
広島県	1.0			

新旧対照

変更後			変更前	
山口県	4.8			
徳島県	1.0			
香川県	1.0			
愛媛県	1.0			
高知県	3.2			
福岡県	1.2			
佐賀県	1.0			
長崎県	93.9			
熊本県	1.0			
大分県	1.0			
宮崎県	1.0			
鹿児島県	1.4			
沖縄県	1.6			
計	732.7		4.1	
<p>(注) 漁船漁業等の広域管理の数量は、都道府県の数量の内数。</p>				
<p>2 漁獲可能量の改定による上表の改定</p> <p>第3の1のただし書により我が国全体の漁獲可能量が改定された場合には、必要に応じて上の小型魚大型魚別の県別数量の表を改定するものとする。</p>			(新設)	
<p>3 超過量の差し引き、小型魚から大型魚への振替及び第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せによる上表の改定</p> <p>第3の2の(1)の超過量の差し引き、第3の2の(2)の小型魚から大型魚への振替による漁獲可能量の変更及び第3の2の(3)の第3管理期間で獲り控えた数量の上乗せに応じて上表も改定するものとする。なお、上乗せに関して都府県の第4管理期間の漁獲可能量は、上乗せ対象量を加えた数量を上限とするが、加える数量は漁獲可能量を超過した道県の第4管理期間からの差引量の合計値の範囲内で調整し、決定するものとする。</p>			(新設)	
<p>4 漁獲可能量を超えるおそれがある場合の上表の改定</p> <p>第3の1の表に掲げるくろまぐろの第4管理期間の漁獲可能量を超えるおそれがある場合は、直ちに公表するものとする。当該公表がなされた時点で、上表の配分量が消化されていない場合は、上表の配分量は当該公表時点の採捕数量と同量とする。</p>			(新設)	
<p>5 配分量の移譲による上表の改定</p> <p>上表の配分量と第4の大臣管理漁業の配分量の移譲について関係者間で協議が整った場合は、農林水産大臣はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上表の配分量は当該移譲を反映した量とする。</p>			(新設)	

新旧対照

変更後	変更前
<p><u>6</u> 都道府県の配分量の管理について (略)</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1) の後段の<u>漁船漁業等</u>の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。 この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。 (削る)</p> <p>(3) 漁船漁業等の広域管理の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。 (4)・(5) (略)</p> <p>第6 (略) 第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 1 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>遊漁者による</u>採捕量は第5の都道府県別に定める数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令(資源管理法第10条関係)が出された際は当該都道府県の水面で<u>遊漁をする者</u>も命令対象となる。 (6) (略)</p>	<p><u>2</u> 都道府県の配分量の管理について (略)</p> <p>(2) 漁船漁業等の広域管理 (1) の後段の<u>漁船漁業</u>の割当量が極めて少なく、くろまぐろの来遊状況に応じた管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で漁船漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。 この場合、都道府県の判断により、定置漁業も含めて広域管理を行うことも可能とする。</p> <p><u>(3) 定置漁業の共同管理</u> <u>定置漁業は漁場に網を設置して魚の来遊を待ち受ける漁法であり、くろまぐろの来遊状況が年々で著しく異なり、回遊するくろまぐろがどの地域の網に入るか予測困難で管理の実施が難しい場合は、複数の都道府県で定置漁業の割当量の合計値を共同して管理することができるものとする。</u></p> <p>(4) 漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>の割当量の変更 都道府県は漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>で割り当てた数量を変更する場合は直ちに国に報告するものとする。報告があった場合、国は、当該変更を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、漁船漁業等の広域管理<u>又は定置漁業の共同管理</u>の都道府県の合計数量は当該変更を反映した量とする。 (5)・(6) (略)</p> <p>第6 (略) 第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項 1 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 遊漁者及び遊漁船業者による採捕量は第5の都道府県別に定める数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令(資源管理法第10条関係)が出された際は当該都道府県の水面で<u>遊漁をする者及び遊漁船業を営む者</u>も命令対象となる。 (6) (略)</p>